

○会計年度任用職員の給与ならびに報酬及び費用弁償に関する条例（案）

（通則）

第一条 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二の職を占める職員をいう。以下「職員」という。）の給与ならびに報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（給料ならびに報酬）

第二条 給料は、法二十二條の二第一項第二号の職を占める職員（以下、「フルタイム職員」という）の勤務に対する対価であつて、この条例に定める給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、へき地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び農林漁業普及指導手当を除いたものとする。

2 報酬は、法二十二條の二第一項第一号の職を占める職員（以下、「パート職員」という）の勤務に対する対価であつて、この条例に定める俸給の調整額、初任給調整報酬、地域報酬、特殊勤務報酬、特勤報酬、へき地報酬、超過勤務報酬、休日報酬、夜勤報酬、宿日直報酬、期末手当、勤勉報酬、寒冷地報酬及び農林漁業普及指導報酬を除いたものとする。

（費用弁償）

第三条 職員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。

2 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とするパート職員に、その費用弁償としての通勤費を支給する。

3 前2項の費用弁償は、給与に含まれない。

（給与・報酬・費用弁償の支払）

第四条 この条例に基く給与・報酬・費用弁償は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

（給料表、適用範囲及び職務の級）

第五条 職員に給料表を適用する場合には、その給料表の種類ならびに適用範囲は、○○都道府県ないしは○○市（町村）職員の給与に関する条例第○条を準用する。

（初任時ならびに任期の更新時の給料及び報酬の基準）

第六条 新たに職員となつた場合並びに任期の更新が行われた場合の給料及び報酬の基準は、規則で定める。

(給料ならびに報酬の額)

第七条 職員に対する給料ならびに報酬の額は、月額、日額又は時間額で定める。

- 2 フルタイム職員の給料を月額で定める場合には、別表第一に定める経験年数表の給料月額欄における、その者の経験年数に対応した額とする。
- 3 パート職員の報酬を月額で定める場合には、前項の規定に基づき得られる給料月額に、フルタイム職員の勤務時間で除して得た数にその者の勤務時間を乗じて得た額とする。
- 4 フルタイム職員の給料を日額で定める場合には、第二項の規定により得られるその者の給料月額を二〇日で除したものとして、別表第一に定める経験年数表の給料日額における、その者の経験年数に対応した額とする。
- 5 パート職員の報酬を日額で定める場合には、前項の規定に基づき得られる給料日額に、フルタイム職員の勤務時間で除して得た数にその者の勤務時間を乗じて得た額とする。
- 6 フルタイム職員の給料ならびにパート職員の報酬を時間額で定める場合には、第4項で得られる額を七・七五時間で除したものとして、別表第一に定める経験年数表の給料時給額における、その者の経験年数に対応した額とする。
- 7 主任等の役職に就任した場合は、本条第二項から第六項によって決定した号給に百分の百三を乗じた額とする。

(給料ならびに報酬の支給方法)

第八条 給料ならびに報酬は、月の一日から末日までの期間につき計算し、その全額を月一回支給する。

- 2 給料ならびに報酬の支給日は、前項の期間のうち〇〇都道府県知事ないしは〇〇市(町村)長の定める日とする。

第九条 新たに職員となつた者に対しては、その日から給料を支給する。但し、離職した職員が即日他の職に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が離職したとき、職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。

(給料の調整額ならびに報酬の調整額)

第十条 第七条に規定する額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でない

と認めるときは、その特殊性に基づき、その別表第一に掲げられている額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の規定により給料の調整額ならびに報酬の調整額の支給を受ける者の範囲、支給額その他給料の調整額ならびに報酬の調整額の支給に関し必要な事項は、〇〇都道府県ないしは〇〇市（町村）給料の調整額に関する規則を準用する。ただしパート職員への同規則の準用に際しては、給料を報酬と読み替える。

（初任給調整手当ならびに初任給調整報酬）

第十一条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から四十年以内、第二号及び第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、フルタイム職員には初任給調整手当として、パート職員には初任給調整報酬として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、規則で定めるもの 月額 〇〇円

二 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、規則で定めるもの 月額 〇〇円

三 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前二号に掲げる職を除く。）で、規則で定めるもの 月額 〇〇円

四 前三号の職以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので、規則で定めるもの 月額 〇〇円

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当又は初任給調整報酬を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当又は初任給調整報酬を支給する。

- 3 前二項の規定により初任給調整手当または初任給調整報酬を支給される職員の範囲、支給期間及び支給額その他の支給に関し必要な事項は、〇〇都道府県ないしは〇〇市（町村）初任給調整手当に関する規則を準用する。ただしパート職員への同条例の準用に際しては、手当を報酬と読み替える。

（地域手当ならびに地域報酬）

第十二条 フルタイム職員に地域手当、パート職員に地域報酬を支給する。

- 2 地域手当ならびに地域報酬は、民間における賃金、物価等に関する事情を考慮して、規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

- 3 地域手当ならびに地域報酬の支給額、支給方法その他地域手当の支給に関し必要な事項は、〇〇都道府県ないしは〇〇市町村の地域手当に関する規則を準用する。ただしパート職員への同規則の準用に際しては、手当を報酬と読み替える。

(通勤手当ならびに通勤費)

第十三条 フルタイム職員に通勤手当の支給に関しては、〇〇都道府県ないしは〇〇市町村の職員の給与に関する条例第〇条を準用する。

- 2 パート職員への通勤費の支給に関しては、前項に基づき得られる金額を、費用弁償として支給する。

(特殊勤務手当ならびに特殊勤務報酬)

第十四条 特殊勤務手当ならびに特殊勤務報酬は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと思えられるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて、フルタイム職員に特殊勤務手当を、パート職員に特殊勤務報酬を支給する。

- 2 前項の特殊勤務手当又は特殊勤務報酬の種類、支給される職員の範囲及び支給額については、〇〇都道府県ないしは〇〇市(町村)職員の特殊勤務手当に関する条例を準用する。ただしパート職員への同規則の準用に際しては、手当を報酬と読み替える。

(特地勤務手当ならびに特地勤務報酬等)

第十五条 特地勤務手当ならびに特地勤務報酬は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として任命権者が定めるもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員のうち、フルタイム職員に特地勤務手当を、パート職員に特地勤務報酬を支給する。

- 2 特地勤務手当または特地勤務報酬の支給額、その他その支給に関し必要な事項は、〇〇都道府県ないしは〇〇市(町村)職員の特地勤務手当に関する条例を準用する。ただしパート職員への同規則の準用に際しては、手当を報酬と読み替える。

- 3 採用により、特地公署に勤務することとなった職員で、当該採用に伴って住居を移転した職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。)には、特地勤務手当または特地勤務報酬に準じ、フルタイム職員にはへき地手当を、パート職員にはへき地報酬を支給する。

- 4 前項のへき地手当ならびにへき地報酬は、前項に定める採用に伴って住居を移転した日から起算して三年に達する日までの期間(当該採用の日から三年を経過する際任命権者が特に必要と認める職員にあつては、同日から起算して八年以内の期間)、給料または報酬の月額百分の六を超えない範囲内で支給する。

- 5 前二項に規定するもののほか、特地勤務手当ならびに特地勤務報酬の支給に関し必要な事項は、〇〇都道府県ないしは〇〇市（町村）へき地手当等に関する規則を準用する。ただしパート職員への同規則の準用に際しては、手当を報酬と読み替える。

(給与の減額)

第十六条 職員が勤務しないときは、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下、「勤務時間条例」という）第十三条に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第十四条及び第十五条の規定による休日並びに勤務時間条例第十六条の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第十七条から第二十一条までに規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給料又は報酬の額の合計額を減額して給与又は報酬を支給する。

(超過勤務手当ならびに超過勤務報酬)

第十七条 勤務時間条例第二条の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第九条の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給料等の額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じて、次の各号の割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額の合計額をフルタイム職員には超過勤務手当として、パート職員には超過勤務報酬として支給する。

- 一 週休日における勤務 百分の百三十五
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 百分の百二十五
- 2 パート職員が、正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、「百分の百」とする。
- 3 第一項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第二条の規定によりあらかじめ定められた一週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第四条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第五条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間について、一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給料等の額に百分の二十五の割合を乗じて得た額の合計額を、フルタイム職員には超過勤務手当として、パート職員には超過勤務報酬として支給する。